

# 2月17日<sup>㊤</sup> 申告相談 スタート



**相談受付時間** 午前9時～11時  
午後1時～3時30分

**場 所** 町中央公民館

※受付時間内に受付簿に記載してください

☎税務課 課税係(☎78-3123)

所得の種類	日 時	行 政 区
年金所得のみ	2月17日 <sup>㊤</sup> ・18日 <sup>㊦</sup>	平原、清源寺、上沖洲、腹赤、腹赤新町
	2月19日 <sup>㊦</sup> ・20日 <sup>㊦</sup>	折地、赤崎、高田、鷺巣、立野、向野、宮崎、赤田、葛輪、永方、塩屋、向野北、古城
	2月21日 <sup>㊤</sup>	新町、西新町、宮ノ町、松原、新山、宝町
	2月24日 <sup>㊤</sup>	磯町、上町、中町、下本、今町、下東、西荒神、東荒神、大明神
	2月25日 <sup>㊦</sup>	出町、建浜、駅通、梅田
全 所 得	2月26日 <sup>㊦</sup> 、28日 <sup>㊤</sup>	平原、清源寺、上沖洲、腹赤、腹赤新町
	3月3日 <sup>㊤</sup> ～6日 <sup>㊦</sup>	折地、赤崎、高田、鷺巣、立野、向野、宮崎、赤田、葛輪、永方、塩屋、向野北、古城
	3月7日 <sup>㊤</sup> ～11日 <sup>㊦</sup>	出町、新町、西新町、宮ノ町、松原、新山、宝町、磯町、上町、中町、下本、今町
	3月12日 <sup>㊦</sup> ～17日 <sup>㊤</sup>	下東、西荒神、東荒神、大明神、建浜、駅通、梅田

※事業所得(営業所得、農業所得、不動産所得など)がある人は、年金所得のみには該当しませんので、全所得の申告日をご利用ください。  
※土日・祝日などの受け付けや相談は行っていませんのでご注意ください。

## ④非課税所得(雇用保険の失業などの給付、遺族年金、障害年金など)のみの人および無収入の人の申告

該当する人は、簡易申告で待ち時間なしで申告できます。受け付けでお申し出ください。

## ⑤その他

### (1)株や土地の譲渡、住宅借入金特別控除・医療費控除をする人の申告

事前に税務署または税務課窓口で説明を受け、それぞれの関係書類を受け取り作成したものを申告当日にご持参ください。

### (2)所得税の振替納税をする人や、所得税の還付を受ける人の申告

本人名義の金融機関口座番号の控えと、その通帳の登録印をご持参ください。

※所得の内容によっては税務署で申告する必要があります。

## ⑥障害者控除対象者に認定書を交付します

町では65歳以上の要介護認定者で、下表の認定書交付基準に該当する人に「障害者控除対象者認定書」を交付しています。本人分の申告や、該当する人を扶養者として申告する人は福祉保健介護課窓口で申請してください。

住民税・所得税申告時に障害者手帳などの交付を受けている人や6カ月以上寝たきりの状態にある人などが所得控除の対象です。

※障害者手帳などの交付により障害者控除を受けている人は認定書の交付を受ける必要はありません。

控除区分	認定書交付基準
障害者控除	障がい高齢者の日常生活自立度が「B1」または「B2」の人
	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲa」または「Ⅲb」の人
特別障害者控除	障がい高齢者の日常生活自立度が「C1」または「C2」の人
	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅳ」または「Ⅴ」の人

■申請対象 本人またはその他代理人(代理人申請の場合は委任状が必要です)

■必要なもの 印鑑(申請者と対象者が異なる場合は両方の印鑑が必要です)

☎福祉保健介護課 介護保険係(☎78-3144)

## ①申告に必要な書類

- ①印鑑(通帳印が必要な場合もあります)
- ②障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など
- ③源泉徴収票(給与所得者と公的年金受給者)
- ④事業所得(営業・農業、その他事業所得者)などの収支計算をしてある内訳書
- ⑤控除証明書・国民年金保険料控除証明書や社会保険料の支払金額が分かるもの(生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料、損害保険料・火災(地震)保険料など)
- ⑥その他  
医療費控除を受ける場合には、医療費などの領収書または証明書(介護保険についても同じ)、医療費の明細書(税務課・税務署常備)、保険金などで補てんされた金額が分かるものを持参してください。  
※申告を受ける前には必ず医療費の計算もしておいてください。

## ②申告の必要がない人

- ①年金収入のみで、  
・65歳未満の人で年金収入金額が98万円以下の人  
・65歳以上の人で年金収入金額が148万円以下の人
- ②給与収入のみで年末調整が済んでいる人で、他に収入がない人
- ③確定申告書を玉名税務署に提出する人

## ③申告前説明会を開催します

### ●町で申告する農業所得者(青色申告以外)説明会

■日 時 2月3日<sup>㊤</sup> 午前10時15分～正午  
午後1時15分～3時  
午後3時15分～5時

■場 所 町中央公民館

### ■持ってくるもの

筆記用具、電卓、印鑑、その他申告に必要なもの  
※農業所得以外の収支内訳書を提出する必要がある人(漁業・養魚・営業・不動産など)は、自分で計算、記入をお願いします。記入に自信がない人は申告期間前でも相談を受け付けます。気軽に税務課窓口または電話でご相談ください。